

地域農業を守り、
農地を未来へつなぐため、今こそ始めよう！

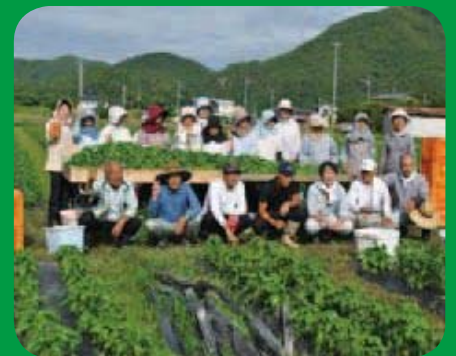
ほ場整備事業

農地中間管理機構に貸した農地を対象に、

農地所有者・耕作者の
負担金なしでほ場整備
が可能になります！

詳しくは、1ページ目へ！

※事業実施には要件があります。



目次

1. 負担金なしでほ場整備が可能な新たな制度ができます 1
2. 農地を未来につなげていくためには、ほ場整備が必要です 3
3. ほ場整備では、こんな工事をします 5
4. ほ場整備には、こんな効果があります 8
5. ほ場整備の実施地区からの声 11
6. がんばる若手農家の声 14
7. ほ場整備着手までの基本的な流れ 15
8. 主な事業制度の紹介 17

1 負担金なしでほ場整備が可能な 新たな制度ができます

土地改良法が改正され（H29.9施行）、農地中間管理機構に貸した農地を対象に、県が事業主体となり、農地所有者・耕作者の負担金なしで、ほ場整備を実施できる事業制度「農地中間管理機構関連農地整備事業」が新設されます。

※工事前後の所有面積の増減により、清算金が発生する場合があります。

(1) 事業内容

- ア 区画整理（ほ場整備、農地の大区画化など）
- イ 農用地造成（水田の畑地化など）

早いうちに集落で話し合っておけばほ場整備に取り組みやすいね。



(2) 事業主体

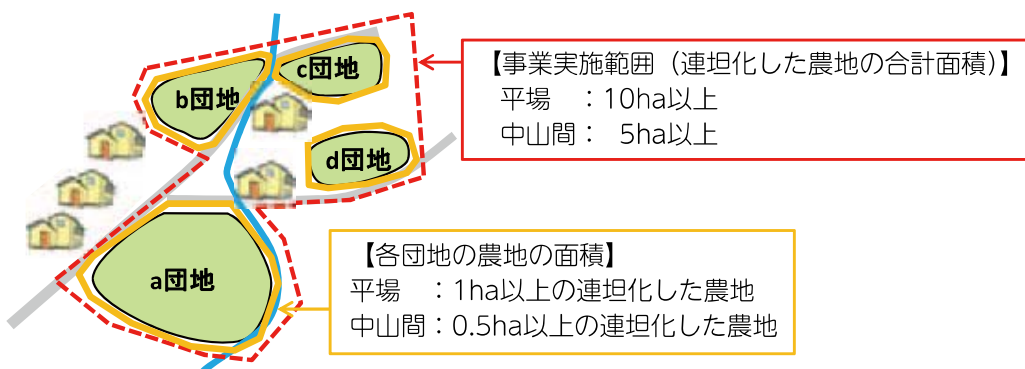
県

(3) 主な採択の要件（下記ア～オのすべてを満たすこと）

ア 事業対象農地の全てを農地中間管理機構に貸すこと

イ 事業対象農地面積が10ha以上（中山間地域は5ha以上）であること
かつ、事業対象農地を構成する各団地は1ha以上（中山間地域は0.5ha以上）の連坦化した農地であること

※実施にあたっては20ha以上の地区を優先する方針



ウ 農地中間管理機構への貸付期間が15年間以上であること

貸付期間は、ほ場整備の標準的な事業期間として5年間と事業後の営農期間10年間を合わせて、事業採択前年度から15年間（以上）となります。

なお、所有する全農地（10a未満の自作地を残した全農地）を農地中間管理機構へ15年間以上貸付けた場合、固定資産税が5年間1/2に軽減されます。

エ 事業対象農地の8割以上を担い手に集団化すること

また、担い手への事業対象農地の集積率及び集約化率が50%ポイント以上向上すること

※50%ポイント以上向上しない場合は、別途要件が課されます。

● 整備された農地（15筆）の利用イメージ

D	E	A	A	B
C	B	C	A	B
C	C	C	B	B

集団化した農地で営農できれば大幅に作業効率がアップするね！



担い手：A、B、C
非担い手：D、E

$$\text{担い手への集団化率} = \frac{12\text{筆}}{15\text{筆}} = 0.8 \geq 8割$$

オ 事業実施地域の収益性が20%以上向上*すること

*販売額が20%以上向上、又は生産コストが20%以上削減すること。ただし後者の場合、別途要件が課されます。

この他、事業計画が県農林水産ビジョンの方針に合致しているか審査を受けます。

(4) 転用防止措置

- ア 農用地区域からの除外は農地中間管理権の存続期間(15年以上)が満了している場合に限り可能です。
- イ 所有者が農地中間管理権を途中解除した場合には、特別徴収金を徴収されることがあります。

(5) 事業費の負担率区分

国	県	市町
62.5%*	27.5%	10%

*推進費を含む補助金額の合計

あと10年も農業を続ける自信がなかったので、農業投資に乗る気ではなかったけど、負担金なしに整備して次の代につなげられるなら、わしらの代でやるしかないな。



注) H30.4 時点の事業制度に基づいて作成しています。また、採択要件等は主な項目のみ記載しています。

農地中間管理事業とは？

(公社)兵庫みどり公社が「兵庫県農地中間管理機構」として、農地を借り受けて、まとまりのある農地を担い手に貸し付ける事業制度です。

本事業は、農地の有効活用を図ることを通じて、農業経営の効率化や農業者の所得向上、さらには農村地域の活性化、健全な維持発展を目指すことを目的としています。

農地を貸したい農家は、公的機関である「兵庫県農地中間管理機構」に農地を預けることで安心して農地を貸すことができます。また、要件を満たせば、貸し付けた人や地域に「機構集積協力金」が交付*されます。 *H31以降に交付が続くかは未定

農地を借りたい農家は、集積・集約された農地を長期に安定して借入でき、効率的、安定的な農業経営ができます。また、農地所有者が多数いたとしても契約や賃借料の支払いは機構とだけ行うので、事務が軽減されます。



2 農地を未来につなげていくためには、ほ場整備が必要です

(1) 農作業や管理がたいへんなままで、いつまで農業を続けられるでしょうか



不整形で小さな湿田



進入路がなく田越しで進入

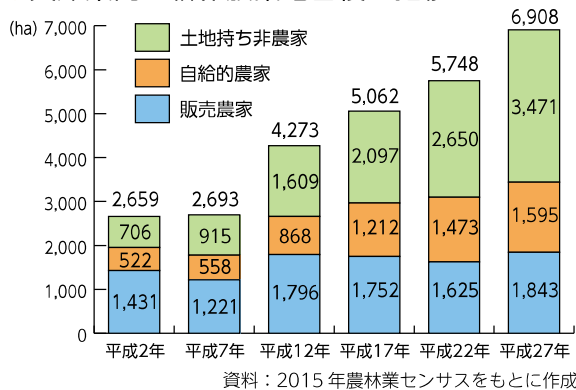


漏水が多く、用排兼用の水路

(2) 耕作放棄地は、どんどん増加しています

- 県内の耕作放棄地は、平成 22 年から 27 年の5年間で 1,160ha も増加
- 農地を担い手に預けず（預けられず）離農する「土地持ち非農家」の放棄が増大

●兵庫県内の耕作放棄地面積の推移



放棄された農地

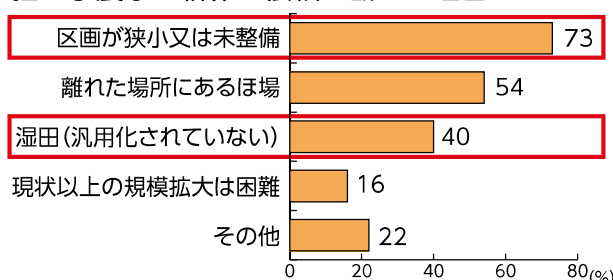
病虫害や野生鳥獣被害、災害発生の原因となる

(3) あなたの農地や地域の農業をどうやって守りますか

農地や農業をだれがどのように守っていくのか、まずは集落内で話し合しましょう。5年後、10年後、さらに将来を考えた時、①自ら耕作を続ける、②集落で組織営農を行う、③担い手農家に預けるなど、いずれの場合でも、農道や用排水路を整備し、農作業の効率化を進めていくことが大切です。

(4) 集落営農を行うにも担い手農家に預けるにも、未整備のままでは難しいです

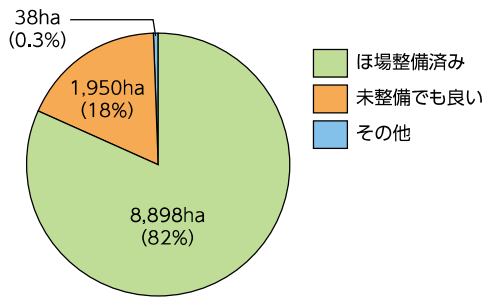
●担い手農家が耕作の依頼を断った理由



担い手の多くは、効率的な農業を行う必要があることから、ほ場整備した条件の良い農地の借り受けを希望しています。

そのため、農地が未整備のままでは、担い手に預けることが難しくなってきます。

●兵庫県農地中間管理機構への農地の借り受け希望 10,887ha の内訳 (H28)



資料：(公社) 兵庫みどり公社の調査結果をもとに作成

県内の大規模担い手A氏のコメント

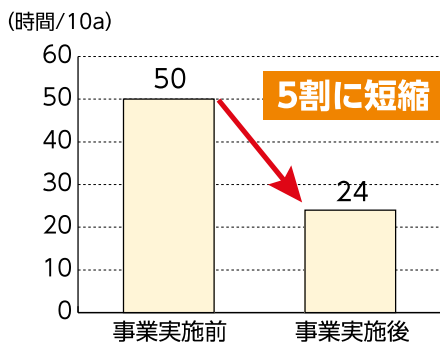
我々担い手が、地域の農地を預かり守っていく上で一番大事なことは、農業経営を将来にわたり継続させていくことにある。

老朽化した施設や小さな農地は、近い将来、担い手にとって大きな負担になる要素があり、未整備農地の整備を早期に進めていくことが必要だ。

(5) ほ場整備で農作業を楽にして、農地を未来につなげていきましょう！

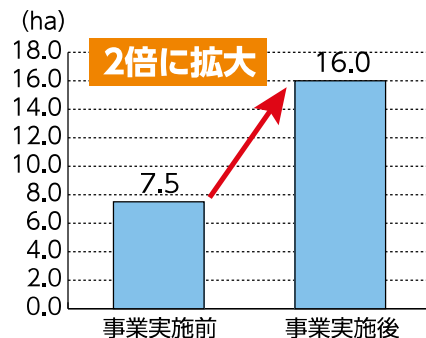
整備が進めば、農作業時間を半分程度に短縮できます。また、集落営農を行いやすく、担い手は経営規模を拡大しやすくなります。

●ほ場整備による稲作労働時間の推移



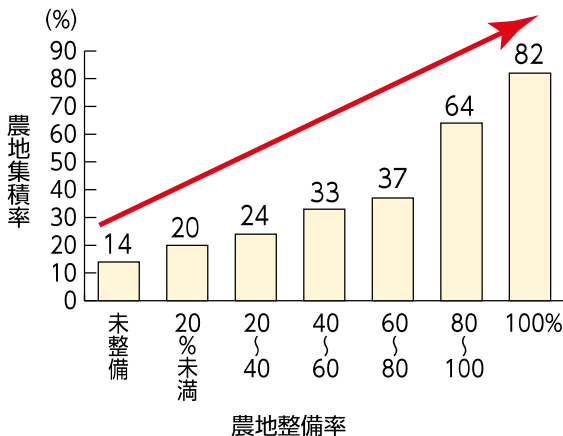
資料：農林水産省農村振興局調べ

●ほ場整備による担い手の経営規模の推移



注) 平成 15～17 年度にほ場整備事業を完了した全国 457 地区の聞き取り調査による実績。事業実施前とは、地区毎の事業着工年度の前年度を指す。事業実施後とは、地区毎の事業完了年度の翌年度を指す。

●農地整備率と担い手への農地集積率 (2010 年)



整備をしているほど、担い手に任せやすくなるんだな。



担い手に全部預けるのではなく、家族や孫たちの食べる分は、自分たちで作ってもいいのね。



資料：農林水産省統計部「作物統計」、農林水産省農村振興局「農業基盤整備基礎調査」

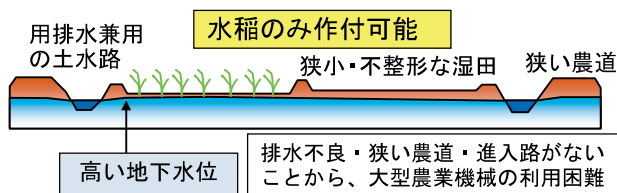
3 ほ場整備では、こんな工事をします

(1) ほ場

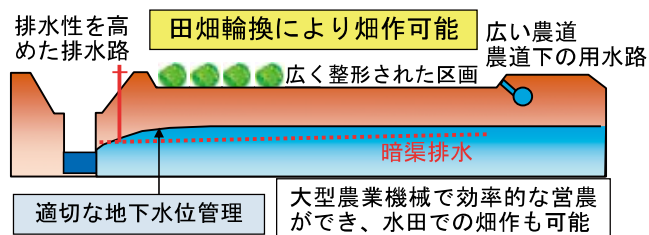
小区画・不整形田から大区画・整形田に整備し、計画的に農道、用水路、排水路を配置します。また、排水性が悪い水田には地下水位を下げるために暗渠排水を施工します。



未整備の水田



整備済の汎用水田



(2) 農道

道幅が狭く危険な農道、あるいは農道に接しておらず田越しでないと進入できない状況から、大型機械の通行やすれ違いが可能な農道を整備します。



● 農業機械作業に係る死亡事故の原因別件数（全国）

機械の転落・転倒	126件
ほ場等	84件
道路から	42件

資料：平成 26 年に発生した農作業死亡事故の概要（農林水産省）

整備をして、道路が広くなれば、安心して農作業できるね。



(3) 用水路・排水路

用水・排水兼用の水路から、用水路と排水路に分離して整備します。水路の形状は、地域の水利状況や管理面等を考慮し、一般的に農道下に埋設する管水路（パイプライン）やコンクリート製の開水路に整備します。また、泥さらいや草刈りの労力を大幅に減らすことができる開水路の管水路等の再整備も可能です。



用排水兼用の土水路



用水（水田利用）



用水（畑地利用）

水稲用の大口径バルブと畑作用の小口径バルブを備えた給水工を設置



田面より1m程度低い位置に排水路を設置

以前の開水路だと取水が順番制だったけど、パイプライン化のおかげで自分の都合にあわせて取水ができるようになったよ。送水途中のロスもなくなり、節水にもなるな。



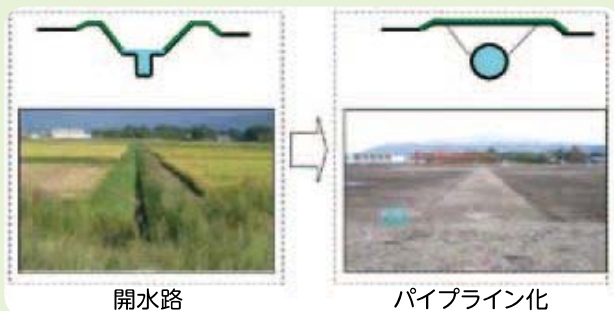
排水路を深いところに設置したおかげで田んぼが乾き、機械作業がしやすくなったぞ。大豆の出来も良くなったな。

排水路のパイプライン化の取組紹介

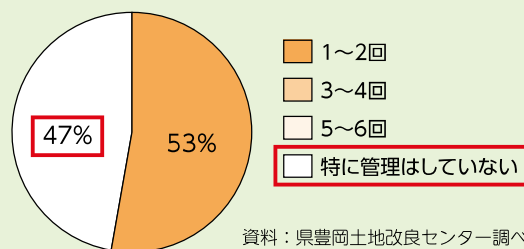
用水路だけではなく、排水路をパイプライン化し、泥さらいや草刈りの労力を大幅に減らすこともできます。

注）地区の排水状況等により実施できない場合もあります

排水路のパイプライン化のイメージ



●パイプライン化した排水路の年間の管理作業（整備後10年以上経過地区）



資料：県豊岡土地改良センター調べ

排水路の泥上げや周りの草刈りをしなくていいなんて、すごく楽になるわ。

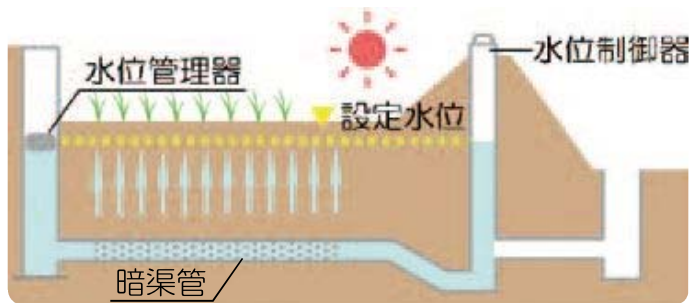


(4) 近年に取り入れた整備内容の紹介

1) 地下かんがいシステム

地下に埋設した暗渠管を利用し、地下水位を自由に設定することで、かんがいと排水を行うシステムです。これにより、水管理の作業性や排水性が向上し、水田を生産性の高い畑として利用できます。

地下かんがいシステムの概要



水位管理者と水位制御器で地下水位の自在の調整が可能



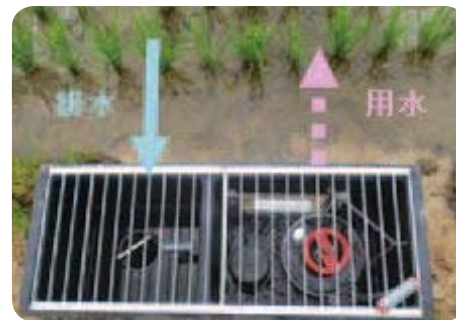
大豆の育成状況
上:システムなし
下:システムあり

2) 自然圧パイプラインシステム

用水路をパイプライン化し、平坦な地形でもポンプを使わずにわずかな高低差（自然圧）で給水を可能にするシステムです。また、排水路のパイプライン化と併せ行くと、農道上から用水と排水の一体的管理が可能になります。



用水路と排水路のパイプライン化により水管理作業を大幅に低減



用水と排水機能が一体になった柵（1箇所です用水・排水管理が可能）

環境保全の取組紹介

作業効率を求めるだけでなく、景観や生態系に配慮した整備に取り組みます。



環境水路や水辺公園の整備



水路と水田を魚類が行き来する小水路の設置

工事前に生物調査をして、必要なところには環境保全対策をするんだね。
我が集落のメダカも守っていききたいな。

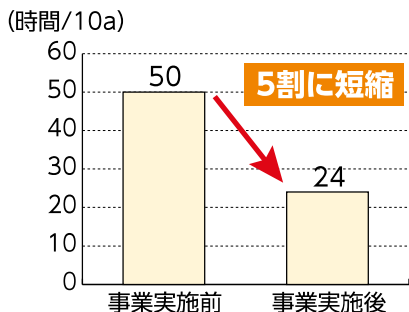


4 ほ場整備には、こんな効果があります

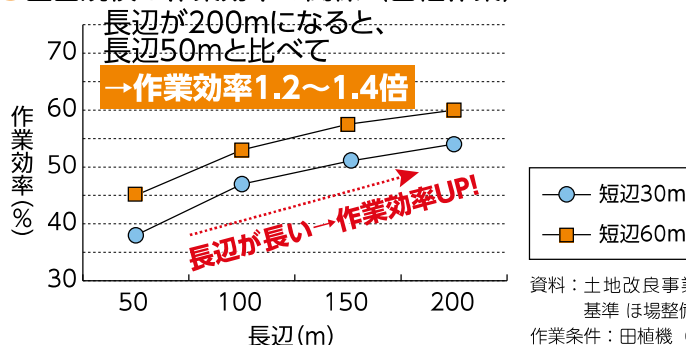
(1) 労働時間が短縮されます

①用水路整備による水管理の省力化や、②区画拡大による作業効率の向上、③農道整備や排水路整備（乾田化）により農業機械を大型化できることで、稲作労働時間が半分程度に短縮されます。また、区画を大きくするほど、作業効率は向上します。

● 稲作労働時間の推移



● 区画規模と作業効率の関係（田植作業）

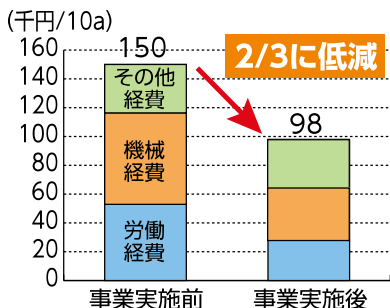


資料：土地改良事業計画設計
基準 ほ場整備（水田）
作業条件：田植機（7.8kw）

(2) 生産コストの低減につながります

労働時間の短縮や機械の共同利用等により労働経費や機械経費を削減し、米の生産費を低減することが可能です。

● 米の生産費の推移



米価が下がる中、できるだけ区画を大きくして生産費を下げることで、利益を確保しやすくなる。ほ場整備後の将来的な機械体系を考えると、区画を大きくしておかないと後悔するぞ。



左上と左の資料：農林水産省農村振興局調べ

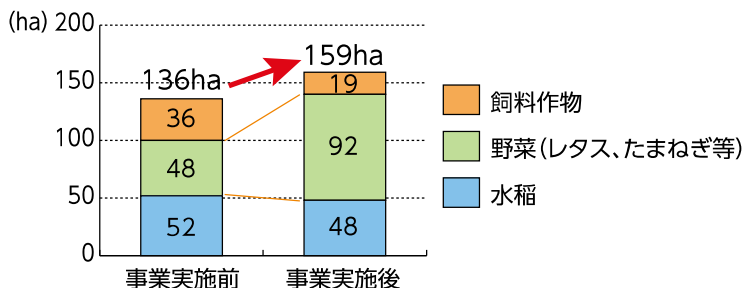
注）平成15～17年度にほ場整備事業を完了した全国457地区の聞き取り調査による実績。
事業実施前とは、地区毎の事業着工年度の前年度を指す。
事業実施後とは、地区毎の事業完了年度の翌年度を指す。
労働経費とは、直接労働及び間接労働に要した水稲1作分の時間に、労働時間当たり労賃単価を乗じたもの。
機械経費とは、統計部「米及び小麦の生産費」の費目分類にある農機具とみなせる水稲1作分の経費。
その他経費とは、統計部「米及び小麦の生産費」の費目分類で農機具費、労働費、資本利子及び地代を除いた費用の水稲1作分の経費。

(3) 耕作面積の拡大等に取り組みやすくなります

労働時間が短縮された分、所得向上に向けて①耕作面積の拡大や、②新規作物の導入、③6次産業化等に取り組みやすくなります。南あわじ市市西地区の事例では、ほ場整備後、野菜生産面積を1.9倍にまで拡大するなど、農業生産が拡大しました。



● ほ場整備実施前後における生産面積の推移（市西地区）



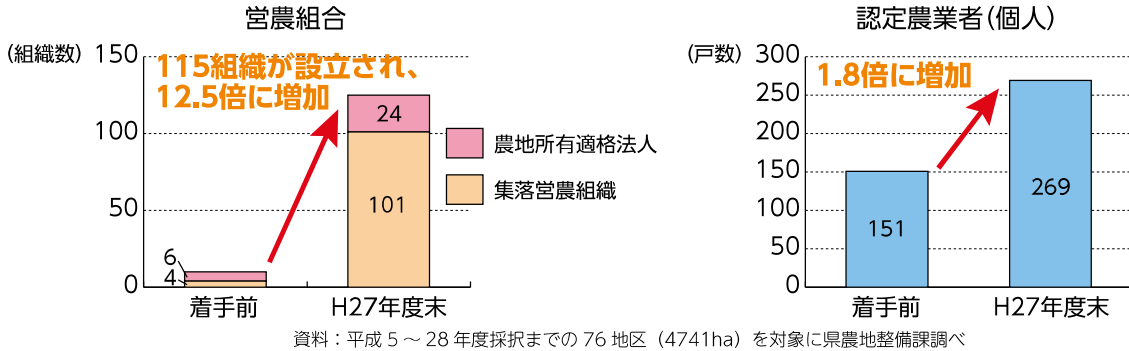
所得向上をめざして野菜作にチャレンジしてみよう。



(4) 担い手が育っています

ほ場整備の実施により地域で活発な話し合いが行われ、集落営農組織が設立されたり、認定農業者が増えたり、地域の担い手が着実に育っています。

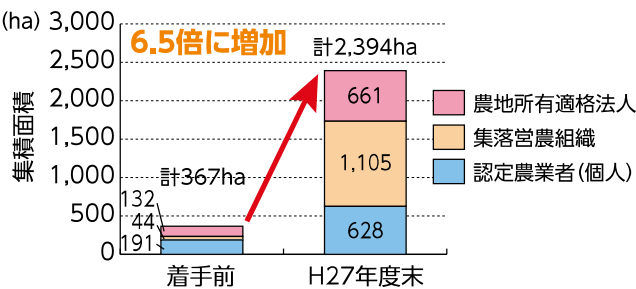
●ほ場整備事業着手前と現在の担い手育成状況（兵庫県）



(5) 農地集積が進みます

担い手育成等により、担い手への農地集積面積が大幅に増加しています。

●担い手への農地集積状況の推移（兵庫県）



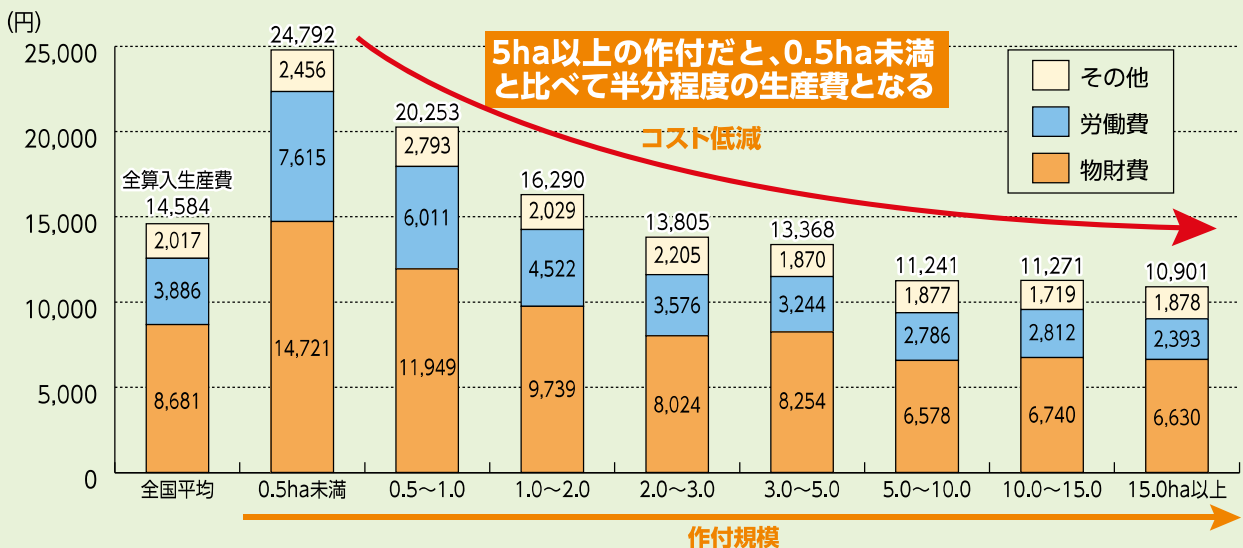
ほとんどの地域で、最初から担い手がいるわけじゃないんだな。ほ場整備を契機に営農組合を立ち上げているんだな。



ほ場整備によって、①農作業時間の短縮、②生産費の低減、③農地の有効利用、④担い手の育成、⑤担い手への農地集積が一体的に進むんだね。

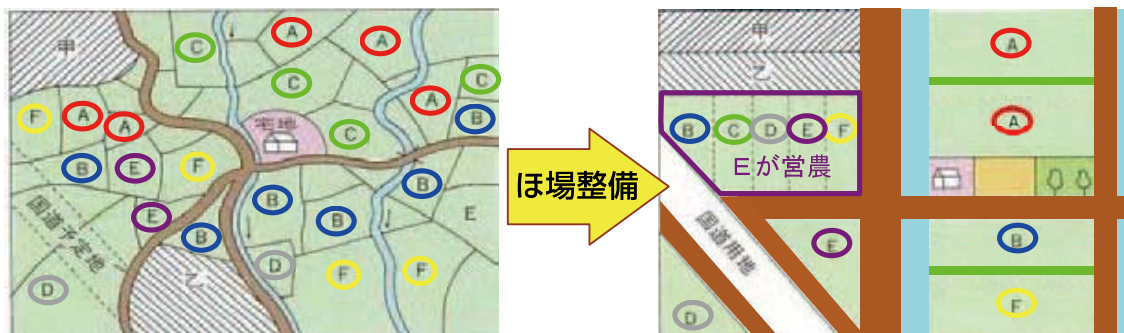


●作付規模別の米生産費の関係（60kg 当たり全算入生産費）



(6) 計画的な土地利用が可能になります

土地の境界や権利関係を明確にするとともに、ほ場整備の換地手法により点在する複数の所有農地をまとめることができます。また、道路や河川、農家住宅等の用地（非農用地）を計画的に配置することができます。



親父から農地を引き継いだけど、点在しているし、境界はわからないし、農地の真ん中じゃ家も建てられないよ。



ほ場整備に併せて道路や河川、公園の整備も進み、住みやすくなったわ。道路横に子供の住宅用地を確保できて良かったわ。

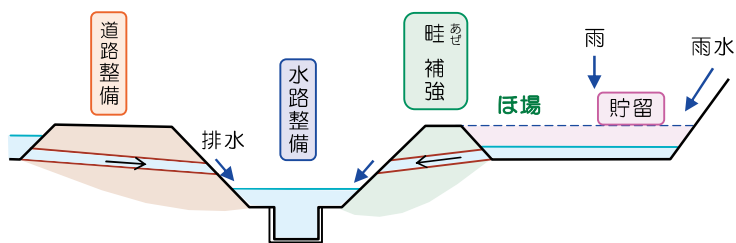


換地でできること：複数の分散した所有農地を集団化してまとめるほか、農家住宅や分家住宅用地（非農用地）に換地すること（異種目換地）や、金銭で精算して農地を所有しないこと（不換地）、道路・水路・河川・営農施設・公園用地等を生み出すこと（創設換地）などが可能。ただし、各種法令に基づき建築等が可能なものに限る。

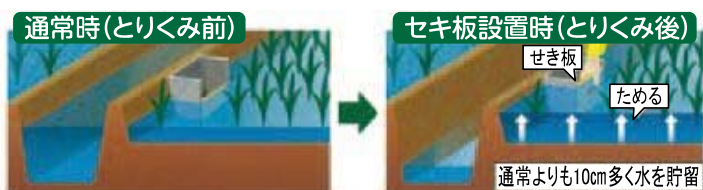
(7) 洪水抑制など防災機能が向上します

用水路と排水路の分離、法勾配の改善（緩傾斜化）、畦畔の補強などが図られ、大雨時の畦畔の崩壊等の災害が起こりにくくなります。また、ほ場に降った雨を一時的に貯留する「田んぼダム」に取り組むことにより、その効果は一層高まるとともに、下流への洪水を弱めることもできます。

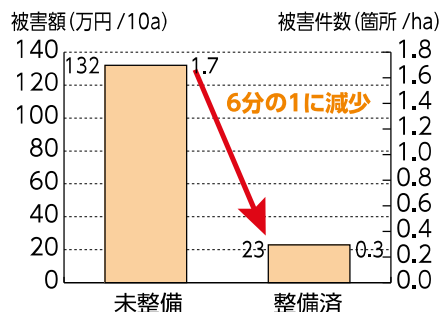
災害に強いほ場整備のイメージ図



田んぼダムの取り組みのイメージ図



● 災害防止効果の実績



資料：平成16年台風23号時の淡路地域での実績を県農地整備課調べ

5 ほ場整備の実施地区からの声

(完了後 10 年程度
経過した地区)

① ^{てらぎ} 照来地区 (新温泉町桐岡ほか) 中山間地域

事業期間 平成5年度～17年度 受益面積 70ha 参加農家数 216戸



(左) 倉田 和孝氏
(右) 森川 正氏
照来土地改良区元理事

照来地区は、棚田の狭小田の多い地区でした。ほ場整備に対する機運は、昭和40年代後半から高まり、昭和50年代後半から本格的な推進活動を行い始めましたが、地すべり指定地であったため、事業に着手できたのは平成5年でした。

整備後は、以前に比べて大型の整形田や水路、道路が整備されたことから農作業効率が上がりました。地域の農地は革命的な改良がなされ、大きな遺産となりました。また、事業完了に併せて7集落で営農組合を立ち上げ、それらで組織する「照来営農組合調整会議」を設立し、組合相互の機械作業補完を行い、地域全体の農地保全に取り組んでいます。

これからは、地域の発展とこの遺産を後世に引き継ぐため、営農組合、中山間協定、JA、町、普及センターで構成される「広域営農研究会」

を設立し、広域で取り組むべき営農課題解決に向けた方策を検討していきます。



写真左：整備前、写真右：整備後

② ^{やまだ} 山田地区 (淡路市山田) 中山間地域

事業期間 平成16年度～22年度 受益面積 35ha 参加農家数 78戸



脇田 泰尋氏
山田土地改良区
理事長

当地区は、豪雨による川の氾濫や農地災害の多い地域で、集落道路も狭いなど多くの課題を抱えていました。これらの問題を一体的に打開するためには、ほ場整備事業が最適だと判断し、事業の実施を決めました。地域の担い手としては、一集落一農場形式で営農組合を設立し、現在は法人化しています。営農組合設立当時は、事業採択の要件だったので、しづしづ設立しましたが、今となつては、機械の過剰投資がなくなるなど損をしない営農形態への転換や、土地所有者も抵抗なく組合に土地を預けてくれるなど本当に良かったと思っています。中山間地域なので平坦地よりも工事費が高く、負担金も大きかったですが、促進費をうまく活用したことで負担軽減の助けとなりました。

事業が完了して感じるのは、苦労が多かった分だけ、そのかいは十分にあったことです。ほ場や道路の整備が実現した上に、活性化施設やライスセンターの建設、農業公園の整備も行い、農業だけでなく地域全体の活性化につながりました。100年に1度の大改革を行った結果、子孫へとつながる集落づくりができたこと誇らしく思います。



写真：整備されたライスセンター

ささの
③ 笹野地区（たつの市新宮町下笹ほか） 中山間地域

事業期間 平成14年度～18年度 受益面積 33ha 参加農家数 96戸



八木 正邦氏
株式会社ささ営農
代表取締役、笹野
土地改良区理事長

ほ場整備事業の採択に併せ、平成14年に「みんな仲良く地域と共にたちゆく組織」をスローガンに掲げ、「ささ営農組合」を設立しました。工事と並行して16年からバジルの契約栽培を開始し、事業完了の18年には営農組合を法人化して「(株) ささ営農」を創立しました。

その後、25年に6次産業化推進整備事業に着手し、翌26年にバジル工場竣工、同年、県内初となる農地中間管理事業を通じた農地の借り受けを行い、28年にはバジルペーストが安心ブランドに認定されました。

ほ場整備を実施したおかげで6次産業化にまで取り組むことができ、本当に良かったと思っています。今後は、米、麦、大豆の契約栽培や、高品質のバジルを安定的に生産して製品化すること、地域の食品会社と連携した高収益作物の生産などに取り組んでいきます。

写真左：バジルの収穫作業
写真右：6次産業化の事業を活用して整備したバジル工場



かさいちゅうぶ
④ 加西中部地区（加西市玉野町ほか）

事業期間 平成2年度～13年度 受益面積 247ha 参加農家数 491戸



小倉 政弘氏
農事組合法人玉野
町営農組合代表理事
組合長

加西市では早くからほ場整備事業を推進しており、当地区においても7つもの町にまたがる事業を進めるという市の方針がありました。

ほ場整備事業により、区画整理と一体的に用排水施設、農道、ほ場への進入路等が整備され、同時に農作業の安全性も確保されました。また、ほ場の大区画化や排水改良により大型の農業機械の導入等が可能となったほか、パイプラインによる給水で水入れの負担が大きく減るなど、作業効率が向上し、生産コストの大幅な低減が図られました。さらに、暗渠排水の整備等により水田の汎用化が図られ、麦・大豆等の畑利用が可能となり、耕地利用率が向上しました。

経営面では、ほ場整備事業を通じ、個人経営から営農組合組織へと移行し、その後、市内初の法人化につながりました。現在は、「儲かる農業」、「努力が報われる農業」、「次の世代も受け継ぎたいと思うセンスあふれる農業」の実現に向けて、組合員の意識が高まってきています。



写真左・中：営農組合の大型機械による営農状況
写真右：営農組合での集合写真

5 ほ場整備の実施地区からの声 (実施中又は 計画中の地区)

① おおば 大庭地区 (美方郡新温泉町戸田ほか) **中山間地域**

事業期間 平成 25 年度～ 29 年度 **受益面積** 20ha **参加農家数** 71 戸



中田 雄久氏
大庭土地改良区
理事長

ほ場整備にかかるまでの耕地は、大正時代に整備した1反区画の地域と未整備地域に分かれていました。また、中山間地域にしては市街地にも近いことなどから、ほ場整備になかなか踏み切れませんでした。しかし、**地域の農業の将来のためには、ほ場整備が必要だと1人が立ち上がり、ほ場整備推進委員会を発足させ、近隣の整備済地区の視察を行うなど地域の合意形成を図り事業に着手しました。**

整備では、水管理の省力化を図るために、新たな自然圧パイプラインシステム (P5 参照) を導入しています。排水路の管路化に対して土砂の詰まりを心配しましたが、他地区への聞き取りや視察を行い、大きな問題が無いことが分かり導入を決意しました。その結果、**水管理や排水路の草刈りなどが大幅に軽減しており、今後も期待しているところです。**



また、ほ場整備を契機として集落営農組織を設立しており、現在、法人化に向けて体制強化を進めているところです。このように農地の整備と担い手の育成が、ほ場整備を契機として一体的に進められ、**地域の農業を後世へと受け継ぐ準備ができつつあり、とても嬉しく感じています。**

写真：中央付近が今回整備済みの区域 ※排水路の管路化により、農道で囲まれた区域内に排水路敷（溝畔）がない

② いくたおおつば 生田大坪地区 (淡路市生田大坪ほか) **中山間地域**

事業期間 平成 27 年度～ 31 年度 **受益面積** 26ha **参加農家数** 32 戸



岡田 昭男氏
生田大坪土地改良区
理事長

ほ場整備のきっかけは、地域の長老が近隣のほ場整備済地区の地域活性化に衝撃を受け、整備の必要性を痛感したことです。事業の推進は、生田大坪に帰ってきた若者が行っています。

事業の合意形成は、計画づくりまでに1年間の時間をかけて行いました。しかし、中には「整備しなくてもいい」、「孫に借金を残したくない」などの反対意見も出ましたが、過疎化や耕作放棄地など地域の問題の改善を訴え説得したところ、親子喧嘩してでも、整備に賛成してくれる地権者もいました。

整備計画の話し合いをきっかけに集落営農組織を平成 24 年に設立し、**農業機械の経済的負担をなくすなど、効率的かつ発展的な農業経営が可能となりました。**平成 25 年から始めたほうれんそうは、農業法人と製麺会社と協力し、「淡路産ほうれんそう生パスタ」として全国 250 以上の飲食店で取り扱われるなど収益を確保しており、地域の雇用が生まれることも期待できます。

ほ場整備した農地を使った集落営農で「儲ける！」
(当面は年間売上目標 80,000 千円)



写真：ほうれんそうの収穫状況

③ 岩見構下地区（揖保郡太子町岩見構）

事業期間 平成 29 年度～ 33 年度 **受益面積** 23ha **参加農家数** 91 戸



下村 正文 氏

農事組合法人岩見の里
営農組合理事長

平成 26 年に、今後の農地保全の方策を決定するためアンケート調査を実施しました。その結果、高齢化により担い手不足で農作業の委託希望農家が 8 割に達していることがわかりました。討議を重ねた結果、ほ場整備を実施し、農地の集積と集約、大型機械化による省力化が、不可欠であるとの結論に達しました。そこで、まず 27 年に、農地中間管理機構からの農地の借り手となるべく「農事組合法人岩見の里営農組合」を設立しました。現在、ほ場整備事業の土地改良法手続きを実施し、29 年度の新規採択を目指しています。

事業完了後は、農地の集積率も 90% 以上見込まれ、大幅な農作業の省力化により、農業経営が継続して安定すると期待しています。また、営農組合が、集落の方の定年退職後の第二の職場にもなり、その人材を活用して、先祖から受け継いだ集落農地を、次の世代に良い形で残していけると、強く感じています。



写真：営農組合の集合写真

6 がんばる若手農家の声

兵庫県青年農業士会

会員数 会員数 67 人（40 歳未満の若手農業者で構成）



小池 潤 氏

兵庫県青年農業士会
前会長

青年農業士会は、地域農業を推進するリーダーとして期待される若手農業者のグループであり、全国の農業先進地の視察、会員同士の情報交換等を行いながら会員相互の知識習得や技術向上を目指しています。会員は、水稲をはじめ、イチゴ、トマト、葉物野菜等の野菜や、ブルーベリー等の果樹にも取り組むなど多種多様な営農を展開しており、その営農規模も年々増加傾向にあります。

今後は、農業者の高齢化や担い手の不足が問題になってくると思われます。そのとき、我々も地域の担い手の一人として農地を守り、地域農業の活性化に貢献していきたいと考えます。また、青年農業士会の会員同士の結束を大事にして、青年農業士会が地域の柱にとられない広域的な担い手としても活躍できたらと考えています。

今後私たちが農業の規模を拡大していくためにも、区画拡大や水管理の労力軽減など、新たな整備が実施されることに期待します。

これからの農業は、消費者との相互理解を大切に、農政や消費者ニーズ変化にいち早く対応することが必要であり、農業体験等を通じて兵庫県の農業発展に寄与して行きたいと思っています。



写真：(株)小池農園こめハウスのメンバー

7 ほ場整備着手までの基本的な流れ

注) ここに示す流れは標準的なものであり、地域と市町のやる気次第で短縮することも可能です

ほ場整備着手 5 年前 まず、話し合い	ほ場整備着手 4 年前 現状把握・計画づくり・合意形成の促進	ほ場整備着手 3 年前
<ul style="list-style-type: none"> ①地域の農業や農地を将来どうするか集落単位で話し合い ②農業振興施策（ほ場整備等）に係る勉強会を実施 ③ほ場整備実施地区の視察等を実施 ④ほ場整備を進める方針を集落で決定 ⑤市町へ相談・要望 ⑥次年度に行う地形図作成業務の準備（市町の予算化）* 	<ul style="list-style-type: none"> ①現況地形図の作成（市町が主体となり、ほ場整備を行う基礎となる地形図を作成） ②今後の営農計画について話し合いや勉強会を実施（営農計画→整備計画の順で計画を策定） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0; background-color: #4a7c59; color: white; text-align: center;">話し合った結果を基に『人・農地プラン』を策定</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0; background-color: #4a7c59; color: white; text-align: center;">農地中間管理事業の活用（全域、一部）を検討</div> <ul style="list-style-type: none"> ③次年度に行う農用地等の集団化及び調査計画の作成業務の準備（市町の予算化）* 	<ul style="list-style-type: none"> ①農用地等の集団化計画の作成（事業予定区域内の土地の権利関係調査や農地の集団化調整、営農構想の作成等） ②ほ場整備の調査及び計画の作成（水利や土壌の調査、区画や用水量の計画、図面作成等） ③上記①②と併せ、営農計画や整備内容等について合意形成 ④次年度に継続実施する上記①②業務の準備（市町の予算化）*

*補助事業を活用する場合は、市町から県への申請が必要

●ほ場整備着手前の調査計画等に係る国及び県の補助事業

事業名	事業内容	実施主体	補助率
団体営地形図作成事業	地形図 (1/1000) の作成	市町等	55%
農用地等集団化事業	土地の権利関係の調査等	市町等	63.5%
ほ場整備調査計画事業	事業化に必要な調査・計画等	市町等	//

注 1) 補助率は、国と県の補助率の合計

ほ場整備の実施にあたっては、地域の土地利用計画や営農計画、地元負担金などについて関係者（地権者や小規模農家、担い手等）が十分に話し合い、みんなの合意を得ていくことが必要不可欠であり、通常、着手までに数年かけて段階的に進めていきます。

ほ場整備着手 2 年前 計画のとりまとめ	ほ場整備着手 1 年前 事業計画の審査・採択申請	着手年度 いよいよ事業着手
<ul style="list-style-type: none"> ①引き続き、農用地等集団化計画や調査計画を作成し、計画をとりまとめ ②営農計画や集積計画について合意した最終結果を基に、『人・農地プラン』を見直し ③『農地中間管理事業』の活用合意形成 ④上記①～③を 12 月までにおおむね完了し、県と事業内容確認（必要に応じて計画を適宜修正） 	<ul style="list-style-type: none"> ①県の事業評価 ※総事業費 10 億円以上の地区は外部委員審査 ②国と事業内容協議（必要に応じて適宜修正） ③上記①②において、着手妥当となれば、国へ採択申請（11 月） ④土地改良法の手続き開始 ⑤既存の土地改良区がない場合、土地改良区の設立手続開始 ⑥事業化に向けた予算要求（国、県、市町）及び地元負担金の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ①土地改良法の手続き完了 ②既存の土地改良区がない場合、土地改良区を設立 ③工事の詳細設計を実施（1 年目） ④詳細設計後、工事に着手 ⑤『農地中間管理事業』のモデル地区として設定 <div style="border: 1px solid black; background-color: #333; color: white; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;"> 「農地中間管理事業」のモデル地区に予算を優先して配分 </div>

●ほ場整備事業に係る地元負担金の目安

事業費は、地域の地形勾配や区画、水路延長、取水方法等によって大きく増減しますが、下表の①と②を掛けた金額③が 10a 当たりの負担金の目安となります。

なお、農地中間管理機構関連農地整備事業では農地所有者・耕作者の負担なしに実施できるほか、それ以外の県営事業の場合も農地集積による地元負担の軽減策に取り組むことで、負担金を大幅に減らし、ほぼゼロに近づけることも可能です。

① 事業費			② 地元負担率 ^{注)}			③ 負担金
一般地域 10a 当たり事業費	概ね 200万円	×	県営事業での負担率	12.5%程度	=	概ね25万円/10a
			団体営事業での //	20%程度		概ね40万円/10a
中山間地域 10a 当たり事業費	概ね 250万円	×	県営事業での負担率	7.5%程度	=	概ね19万円/10a
			団体営事業での //	15%程度		概ね38万円/10a

注) ②の負担率は、事業区域の市町がどれだけ負担するかによって前後します。

8 主な事業制度の紹介

(1) 経営体育成基盤整備事業（国：農業競争力強化基盤整備事業）

1) 工事内容と実施主体

ア ①区画整理（ほ場整備）、②暗渠排水、③農業用排水施設整備、④農道整備、⑤客土の2つ以上を併せ行う基盤整備（①、②は単独実施可能）

イ 事業主体：県

2) 主な採択の要件（下記ア～ウのすべてを満たすこと）

ア 受益面積の合計が 20ha 以上（中山間地域は10ha以上） ※20ha以上優先の方針

イ 事業完了時、担い手への農地集積率が 50%以上

ウ イに加え、事業前の農地集積率に応じた下記集積率等を達成すること 等

この他、事業計画が県農林水産ビジョンの方針に合致しているか審査を受けます。

●農地集積率の要件

現況の集積率	計画集積率	現況の集積率	計画集積率
40%未満	50%以上へ	55%～90%未満	5%以上引き上げ
40%～50%未満	10%以上引き上げ	90%～95%未満	95%以上へ
50%～55%未満	60%以上へ	95%以上	集積率の増加

3) 工事費の負担率区分

地域	国	県	市町※	地元
一般地域	50%	27.5%	10%程度	12.5%程度
中山間地域	55%	27.5%	10%程度	7.5%程度

※市町や地元の負担率は、事業区域の市町で異なります

4) ほ場整備に伴う土地利用調整や農地利用集積を促進するための促進費（中心経営体農地集積促進事業）

ア 区画整理に伴う土地利用調整や農地利用集積を促進するため、担い手への農地利用集積率及び集約化率に応じ、市町に対して補助を実施

イ 事業主体：市町

ウ 補助額：工事費に対し、下記表の率を乗じた額

集積率	集積加算	集約化※加算	集積加算+集約加算
85%以上	8.5%	4.0%	12.5%
75%～85%未満	7.5%	3.0%	10.5%
65%～75%未満	6.5%	2.0%	8.5%
55%～65%未満	5.5%	1.0%	6.5%

※集約化とは、中心経営体に集積する農地の 80% 以上を集約（団地化）すること

エ 補助対象経費：農地の集積・集約化を目的とした、①整備事業の地元負担借入金の償還費、②農地集積・集約化を加速するための通年施工に係る調整経費、③ほ場の均平、暗渠排水の機能保全等のための機械器具費 等

注) H30.4 時点の事業制度に基づいて作成しています。また、採択要件等は主な項目のみ記載しています。

(1)～(3)の事業は再整備(水路のパイプライン化等)の実施も可能です。

(2) 農地耕作条件改善事業

1) 事業内容と事業主体

- ア ①区画整理（ほ場整備）、②暗渠排水、③農業用排水施設整備、④農作業道整備、⑤土層改良、⑥農用地の保全、⑦調査・調整(農家意向等に関する調査・調整活動)
- イ 事業主体：市町等

2) 主な採択の要件（下記ア～エのすべてを満たすこと）

- ア 事業費（工事費）が200万円以上
 - イ 受益者数が農業者2者以上
 - ウ 農地中間管理事業を重点的に実施する区域であること
 - エ 農地中間管理機構との連携概要を策定していること
- この他、事業計画が県農林水産ビジョンの方針に合致しているか審査を受けます。

3) 事業費の負担率区分

工 種	地域区分	国	県	市町・地元
①区画整理、②暗渠排水、 ⑤土層改良、⑥農用地の保全	一般地域	50%	13.5%	36.5%
	中山間地域	55%	13.5%	31.5%
③農業用排水施設、④農作業道	一般地域	50%	6.5%	43.5%
	中山間地域	55%	6.5%	38.5%
⑦調査・調整	全地域	定額	—	—

4) ほ場整備等に伴い農地利用集積を推進するための助成

- ア 農地中間管理機構等による担い手への農地集積や集団化を推進するため、地元負担を軽減する推進費を助成
- イ 事業主体：県
- ウ 対象工種
①区画整理、②暗渠排水、③農業用排水施設、④農作業道、⑤土層改良、⑥農用地の保全
※③～⑥の工種については、いずれか2工種以上の実施が必要
- エ 要件及び助成額

要 件	地域区分	助成率
<ul style="list-style-type: none"> ・面的整備を実施する場合、事業対象農地は1ha以上（中山間は0.5ha以上）の連坦化した農地であること ・事業費（工事費）が1,000万円以上 ・担い手への事業対象農地の集積率がおおむね50%ポイント以上向上するとともに、すべての受益地を担い手に集積すること ・担い手への事業対象農地の集団化率が向上し、おおむね8割以上となること 	一般地域	5%
	中山間地域	3%

※集団化とは、農地中間管理機構に貸した農地の80%以上を担い手に集積かつ集約（団地化）すること

(3) 農業基盤整備促進事業

上記(2) 農地耕作条件改善事業から農地中間管理事業に関する採択要件がなくなる一方、推進費や調査・調整（定額）のメリット措置がなくなる事業

注）H30.4時点の事業制度に基づいて作成しています。また、採択要件等は主な項目のみ記載しています。

ほ場整備に関する問い合わせ先一覧

県民局・センター名	事務所名(管轄の市町名※)	電話番号
神戸県民センター	神戸土地改良センター (神戸市)	078-361-8560
阪神南県民センター 阪神北県民局	阪神農林振興事務所 (宝塚市、三田市、猪名川町)	079-562-8913
東播磨県民局	加古川流域土地改良事務所 (明石市、加古川市、西脇市、三木市、 小野市、加西市、加東市、多可町、稲美町)	0794-82-9828
北播磨県民局		
中播磨県民センター	姫路土地改良センター (姫路市、市川町、福崎町、神河町)	079-281-9369
西播磨県民局	光都土地改良センター (相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、 太子町、上郡町、佐用町)	0791-58-2218
但馬県民局	豊岡土地改良センター (豊岡市、香美町、新温泉町)	0796-26-3716
	朝来土地改良センター (養父市、朝来市)	079-672-6896
丹波県民局	篠山土地改良事務所 (篠山市、丹波市)	079-552-7419
淡路県民局	洲本土地改良事務所 (洲本市、南あわじ市、淡路市)	0799-26-2116

※農業振興地域のない市町を含まず

農地・水・環境を“まもり”、“いかし”、 未来へと“つなぐ”【土地改良事業】。

【土地改良事業】には、【ほ場整備事業】のほか、【農業用排水施設整備事業】や【暗渠排水対策事業】、【ため池整備事業】等があります。

平成30年5月 改訂

発行：兵庫県

編集：兵庫県農政環境部農林水産局 農地整備課

電話番号：078-362-3430

表紙写真の紹介

①

②

③

- ①新温泉町 大庭地区
- ②淡路市 山田地区
- ③たつの市 笹野地区